

障がい者虐待 3つの分類

- 家族や親族、同居人などによるもの
- 障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業等の従事者によるもの
- 職場の経営者・上司など、使用者によるもの

障がい者虐待の判断のポイント

- 虐待している側の自覚は問わない
- 障がい者本人の自覚は問わない
- 虐待の客観的事実を確認する

障がい者虐待の例

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 経済的虐待
- 放棄・放任（ネグレクト）

しょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ 障がい者相談支援事業所

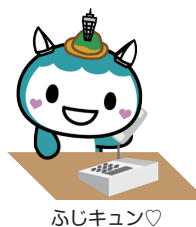
1. 総合相談

月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）
時間は、いずれも午前8時30分～午後5時

- **北部** 障がい者地域相談支援センター
「かわうそ」湘南台文化センター2階
☎0466-54-9020
- **中部** 障がい者地域相談支援センター
「ふらっと」善行市民センター1階
☎0466-80-5250
- **東南部** 障がい者地域相談支援センター
「おあしす」Fプレイス1階
☎0466-55-1399
- **西南部** 障がい者地域相談支援センター
「つむぎ」辻堂市民センター1階
☎0466-52-4456

2. 専門相談

上記4か所の相談支援センターのほか、重症心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がい者の専門相談支援事業所でも虐待に関する相談をお受けします。



ぞんじ ご存知ですか？

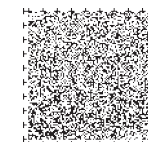
しょう しゃぎやくたいぼうしほう 障がい者虐待防止法

ひとりではなや
悩んで
いませんか？

ふじさわししょう しゃぎやくたいぼうし
藤沢市障がい者虐待防止センター
(しょう しゃしえんかない
障がい者支援課内)

電話 0466-50-3528
FAX 0466-25-7822

このリーフレットは、目が見えない方・見えにくい方もご理解いただけるよう、SPコードに内容を記載しています。



障がいの虐待防止と 障がいの養護者に対する支援のポイント

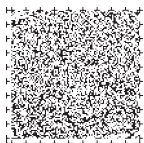
「障がいの虐待」を 正しく理解する

「障がい」について知ろう!!

- 外見ではわかりにくい障がいがある。
- 言葉が話せても、うまく伝えられないことがある。
- 難しい言葉や言い方は理解しにくいことがある。
- 不安が強かったり、意欲が低下していることがある。
- 感情のコントロールがうまくいかないことがある。

「障がい者虐待」について知ろう!

- 「障がいへの対応の方法」がわからず、不適切な対応をしてしまう。
- 「障がいがあるから仕方がない」と思ってしまう。
- 「対応方法が他にない」と諦めてしまう。



- 自分のされていることが虐待だと認識できない。
- 苦痛を訴えることができない場合がある。

「虐待」の早期発見・ 早期対応に努める

- 障がい者虐待に気づいた人には、市の担当窓口への通報義務があります。
 - 地域ぐるみの支援が問題の解決につながります。
- * 通報・届出をした人の情報は守られます。

「虐待」が疑われたら・・・

ふじさわししょう しゃぎゃくたいぼうし
藤沢市障がい者虐待防止センター
(障がい者支援課内)

電 話 0466-50-3528
FAX 0466-25-7822

「障がい」があることで困っていたら・・・

ふじさわししょう しゃ
**藤沢市障がい者
相談支援事業所**



「障がい者」と 「養護者」の支援を行う

「障がいのある人」への支援

【安全の確保】

緊急対応が必要な場合には、入院や短期入所等の対応を行う。

「養護者」への支援

【知識や技術を増やす】

障がいの理解や介護の知識・技術を身につけられるサポートをする。

【介護の負担を軽減する】

冷静になれる時間や気分転換、休息を確保できるように、介護している養護者を支える仕組みをつくる。

「虐待防止」のための支援

【専門的な支援をする】

障がいの状況や生活環境、介護の状況等をふまえて、必要なサービスや制度の利用ができるよう、関係機関が協力し合える体制をつくる。